

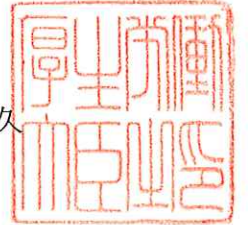
厚生労働省発生食0517第3号

平成28年5月17日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

1. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5に、新たな試験法として「カプタホール試験法（畜水産物）」を追加すること。
2. 規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5の（5）及び6の（5）に示す「カプタホール試験法」の名称を「カプタホール試験法（農産物）」と改定すること。
3. 規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5の（7）に示す「クロラムフェニコール試験法」を改定すること。
4. 規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5の（11）に示す「ジメトリダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール試験法」を削除し、新たな試験法として「イプロニダゾール、ジメトリダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール試験法」と改定すること。

